

### 3-17 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

(趣旨)

第1 この要領は、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」(平成18年6月15日付け18総食第294号農林水産省総合食料局長通知)(以下「緊急引渡要領」という。 )、「災害時における乾パンの取扱要領」(平成19年3月30日付け18総食第1327号農林水産省総合食料局長通知)、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用食糧の緊急引渡に関する協定書」(平成19年5月1日)、「災害救助用精米の保管及び、供給等の協力に関する協定」(平成9年6月2日、平成15年5月28日、平成18年10月2日)(以下「精米基本協定」という。)及び「災害救助用漬物の保管に関する協定」(平成8年8月8日)(以下「漬物保管協定」という。)に基づき、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)が発動された場合における政府所有の米穀及び乾パン並びに米穀卸売業者所有の精米並びに大阪府所有の漬物(以下「災害救助用食料」という。)の緊急引渡について、必要な事項を定める。

(緊急引渡を行う場合)

第2 この要領に定める災害救助用食料の引渡しは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、当該災害地を管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

(引渡品目)

第3 緊急引渡しを行う品目は米穀(精米又は玄米)又は乾パン並びに漬物とする。

(引渡数量)

第4 緊急引渡しを行う数量は、次表のとおりとする。

| 品 目<br>区 分     | 米 穀                                | 乾 パ ン        | 漬 物         |
|----------------|------------------------------------|--------------|-------------|
| 被災者供給用         | 精米1人1食あたり 200g又は<br>玄米1人1食あたり 220g | 1人1食あたり 115g | 1人1食あたり 20g |
| 災害救助<br>従事者供給用 | 精米1人1食あたり 300g又は<br>玄米1人1食あたり 330g | 1人1食あたり 115g | 1人1食あたり 20g |

(引渡場所等)

第5 災害の状況による緊急引渡しを行う引渡場所、引渡品目及び引渡しを受ける者の区分は、次表のとおりとする。

| 災 害 の 状 況                     | 引 渡 場 所                      | 引 渡 品 目 | 引渡を受ける者  |
|-------------------------------|------------------------------|---------|----------|
| 知事と市町村長の連絡ができる場合              | 大阪府災害用備蓄倉庫                   | 乾パン     | 知事又は市町村長 |
|                               | 大阪府の指定する場所                   | 精米、漬物   | 市町村長     |
| 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合 | 政府倉庫及び食糧庁指定倉庫（大阪府災害用備蓄倉庫を除く） | 玄米      | 市町村長     |
|                               | 漬物保管者倉庫                      | 漬物      |          |

# (引渡手続)

## 第6 災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

### 1. 知事と市町村長の連絡ができる場合

#### (1) 乾パン

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪食糧事務所長に対し、緊急引渡要領第3に準じ、乾パンの引渡しを要請する。

ウ 知事は、大阪食糧事務所長の指示に従い、乾パンを市町村長に引渡す。

エ 市町村長は、乾パンの引渡しを受ける際に、知事へ災害救助用食料（乾パン）引渡受領書（様式第2号）を1部提出する。

#### (2) 米穀（精米）

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀卸売業者の倉庫の所在地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀卸売業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という。）を選定し、災害救助用食料（精米）供給要請書（様式第3号）により精米の供給要請を行う。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

この際に知事は、供給業者以外の米穀卸売業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。

ウ 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村長へ引渡しを行う。

この時、供給業者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

エ 市町村長は、精米の受渡しを受ける際に、供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（様式第4号）を1部提出する。

オ 市町村長へ引渡しを行った供給業者は、災害救助用食料（精米）引渡報告書（様式第5号）に災害

救助用食料（精米）受領書の写しを添えて、速やかに1部提出するものとする。

### （3）漬物

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪府所有の漬物を保管している者（以下「漬物保管者」という。）に災害救助用食料（漬物）引渡指示書（様式第6号）により、漬物の引渡指示を行う。

ただし、指示書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により要請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

ウ 知事の指示を受けた漬物保管者は、知事が指定する場所に漬物を輸送し、市町村長へ引き渡す。この時、漬物保管者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

エ 市町村長は、漬物の引渡しを受ける際に、漬物保管者へ災害救助用食料（漬物）受領書（様式第7号）を1部提出する。

オ 漬物保管者は、市長への漬物の引渡しの後、災害救助用食料（漬物）引渡報告書（様式第8号）に災害救助用食料（漬物）受領書の写しを添えて、速やかに知事に1部提出するものとする。

## 2. 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

### （1）米穀

ア 市町村長は、当該地区を管轄する食糧事務支所長（支所長に連絡がとれないときは、当該食糧庁指定倉庫等の保管指導担当者である食糧事務所職員（以下「支所長等」という。））災害救助用米穀緊急引渡要請書（様式第9号）を提出し、災害救助用米穀受領書（様式第10号）と引換えに食糧庁指定倉庫等において米穀を受領する。

ただし、支所長等に対して連絡のとれないときは、食糧庁指定倉庫の責任者に対して、直接、上記手続きを行うことができるものとする。

イ 市町村長は、食糧庁指定倉庫から米穀を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、災害救助用米穀緊急引取報告書（様式第11号）を提出する。

### （2）漬物

ア 市町村長は、漬物保管者に対し電話等で要請のうえ、災害救助用漬物緊急引渡受領書（様式第12号）と引換えに漬物保管者の倉庫等から漬物を受領する。

ただし、漬物保有者に対して連絡のとれないときは、漬物保管者の倉庫等の責任者に対して、直接、上記手続きを行うことができる。

イ 市町村長は、漬物保管者の倉庫等から漬物を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、災害救助用漬物緊急引取報告書（様式第13号）を提出する。

### （買受手続等）

第7 知事は、市町村長が第6の1の（2）により災害救助用食料を受領したときは、精米基本協定第8条第1項の規定に基づき価格の決定を、第6の1の（1）又は第6の2の（1）の引渡手続きにより災害救助用食料を受領したときは、緊急引渡要領第4及び第5の規定に基づき買受手続きを速やかに行うものとする。

(代金納付)

第8 買受手続等が完了した後の代金納付については、次のとおりとする。

- 1 市町村長は災害救助従事者用として災害救助用食料を受領した場合、その日から起算して20日以内に、代金を知事に納付するものとする。
- 2 知事は、市長が第6の1の(2)による災害救助用食料を受領した場合は、精米基本協定第8条に基づく請求があった日から起算して30日以内に供給業者に、第6の1の(1)文は第6の2の(1)による災害救助用食料を受領した場合は、その日から起算して30日以内に大阪食糧事務所長、第6の1の(3)による災害救助用食料を受領した場合は漬物保管協定第3条第2項に基づく請求のあった日から起算して30日以内に漬物保管者に、それぞれ納付するものとする。

附 則

- 1 この要領は平成2年4月1日から施行する。
- 2 災害時における米穀及び乾パンの応急配給要領（昭和59年9月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は平成6年8月4日から施行する。

附 則

この要領は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要領は平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年6月3日から施行する。

附 則

この要領は平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年12月1日から施行する。